



太陽光や雨水を有効活用しませんか

地球温暖化対策や資源の有効利用を進めるため、自然エネルギーの活用や雨水の資源化に係る機器等の設置を助成します。予算に限りがありますので、希望者は早めに申し込みください。

①住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。
申請者本人が住む市内の住宅に「住宅用太陽熱高度利用システム」を設置する人に対し、補助金を交付します。

| | |
|-----------|---|
| 対象となる機器 | 住宅の屋根に設置する不凍液などを強制的に循環する太陽熱集熱器と、集めた熱エネルギーを貯蔵する蓄熱槽によって構成される給湯、冷暖房用等のソーラーシステムを有するもの |
| 補助率・補助限度額 | 太陽熱高度利用システムおよび当該設備の設置に要する経費の5分の1 限度額 / 4万円 |
| 申請に必要なもの | ●補助金交付申請書 ●対象システムの見積書 ●設置予定箇所の位置図 ●設置予定箇所の写真 ●納税状況等確認同意書 |

☎環境課環境政策係 (TEL71・2492 (直通) FAX72・3176)

②住宅用太陽光発電システム設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。
申請者本人が住む市内の住宅に「住宅用太陽光発電システム」を設置する人に対し、補助金を交付します。

| | |
|-----------|---|
| 対象となる機器 | 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力値が10キロワット未満の対象システムであるもの |
| 補助率・補助限度額 | 太陽電池1キロワットあたり3万円 限度額 / 12万円 |
| 申請に必要なもの | ●補助金交付申請書 ●対象システムの見積書 ●設置予定箇所の位置図 ●設置予定箇所の写真 ●納税状況等確認同意書 |

☎環境課環境政策係 (TEL71・2492 (直通) FAX72・3176)

③住宅用雨水貯留施設設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。
申請者本人が住む市内の住宅に「雨水貯留施設」を設置する人に対し、補助金を交付します。

| | |
|-----------|--|
| 対象となる施設 | 雨水を貯留するための構造をもった施設で、住宅の雨どい等に接続し架台等に固定するもの |
| 補助率・補助限度額 | ①100%以上500%未満 費用の2分の1 限度額 / 1基 2万5,000円 ②500%以上 費用の2分の1 限度額 / 1基 5万円 ③合併浄化槽等から転用するもの 費用の2分の1 限度額 / 5万円 |
| 申請に必要なもの | ●補助金交付申請書 ●対象施設の見積書 ●設置予定箇所の位置図 ●設置予定箇所の写真 ●納税状況等確認同意書 |

☎環境課環境保全担当 (TEL71・2492 (直通) FAX72・3176)



人生の節目を記念樹と

- ②申請者に5月以降「記念樹等交換券」を送付します。配布期間内に、取扱店へ交換券を持参し、苗木と用土を受け取ってください。(取扱店一覧は「記念樹等交換券」送付時に同封します)
- ③配布した苗木は、必ず市内に植え、植栽後は写真を添付した植栽報告書を提出してください。
※新築は2本、そのほかは1本配布します。配布する種類等詳細は問い合わせください。
- 問い合わせ 建築住宅課建築景観係 (TEL71・2242 FAX72・3569)



生垣設置・ブロック塀撤去費用を助成します

ご利用ください 補助制度

住宅地の緑化を進めるとともに、災害に強いまちづくりを実現するため、生垣の設置とブロック塀の撤去費用を助成しますのでご利用ください。

☎建築住宅課建築景観係 (TEL71・2242 FAX72・3569)



生垣設置・ブロック塀撤去助成対象者

新たに生垣を設置する市民、またはブロック塀等の撤去に合わせた新たに生垣を設置する市民で、市税を完納しており、次の要件を満たす人

- ▽申請者の居住または所有する住宅(小規模な店舗・事務所との併用住宅を含む)であること。
- ▽補助を受けようとする工事が、他の補助または補償を受けていないこと。
- ※同一敷地に対して、1回限り助成を受けることができます。
- 補助対象経費
 - ①長さ3以上の新たな生垣設置に係る費用(苗木、土、肥料等や造園業者に委託する費用を含む)2分の1以内(上限5万円)
 - ②ブロック塀を撤去し生垣設置する場合の撤去費用(解体、運搬、処分費、工事請負費を含む)2分の1以内(上限15万円)
 - ③①と②の併用 ①と②の合計額
- 申請方法
 - 工事着手前に、建築住宅課または各支所に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて建築住宅



生垣設置例

- 添付書類
 - ▽業者見積書の写し、または自営工事見積書(生垣の樹種、本数、樹高等の寸法、ブロック塀の数等を明記してください)
 - ▽生垣設置場所またはブロック塀撤去場所と寸法等を明記した図面
 - ▽位置図(住宅地図の写し等、住宅等の所在(位置)が分かる図面)
 - ▽施工前の事業予定箇所現場写真
 - ▽納税証明書(申請書の市税納付状況確認欄の同意がない場合)
 - その他 工事後、実績報告書を提出してください。生垣にできる樹種に要件があります。詳細は建築住宅課へ問い合わせください。

課(2階15番窓口)、各支所地域課へ持参または郵送してください。(申請書等は、市ホームページからも入手可能)

- 出生・入学・結婚・住宅購入記念樹をプレゼントします
市では、人生の思い出として、また、大切な緑を増やすために、記念日などに植える記念樹(苗木と植樹用の用土)を配布します。
- 申込期限 8月31日(木)まで
- 配布期間 5月1日(月)～10月31日(火)(予定)
- 対象者 市内に住所を有し、市税を完納している人で、次の記念項目に該当する人
 - ①平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間
 - ▽出生した子の保護者
 - ▽市内に住家家屋(店舗併用住宅を含む)を新築(全面改築を含む)または新築住宅を購入した人
 - ▽婚姻した人
 - ②平成29年4月以降
 - ▽小学校へ入学した子の保護者
- 申し込み・配布
 - ①必要事項を記入の上、申込期限内に建築住宅課(2階15番窓口)、各支所地域課へ持参または郵送してください。(申請書は建築住宅課、各支所または市ホームページから入手できます)